久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 武 藤 知 之

答 申 書

平成30年6月28日付け30み第303号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報をオンライン結合等により処理させることの公益上の必要性(条例第10条第1項第2号)等について

【農政部みどりの里づくり推進課】

## 1 審議会の結論

林地台帳のシステム化に当たり、開発を委託する事業者に個人情報をオンライン結合 等により処理させることは、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれ はない。

## 2 実施機関による説明

近年、森林所有者の世代交代や木材価格の低迷等による森林経営意欲の低下等により、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加してきており、円滑な森林整備の推進に支障をきたしている。こうした状況を踏まえ、平成28年5月20日に公布された森林法の一部改正により、平成31年4月1日から林地台帳及び地図の公表が義務付けられたことに伴い、台帳を整備する必要が生じた。

市では、福岡県が作成する地域森林計画に付随する森林地理情報システムを活用しているが、更新が5年毎であるため所有者情報に誤りがあることが多々あった。

林地台帳の整備方法として、国はガイドラインで ①紙での運用 ②GIS (地理情報システム。以下「GIS」という。) での運用を示しており、市では福岡県が推奨する②GIS での整備を採用することとした。

システム構築に際して、従来から活用している福岡県の森林地理情報システムの情報 をもとに林地台帳・林地地図を登録する作業が必要となる。約8000筆分の台帳情報 を紙によりシステム開発を委託する事業者(以下「受託事業者」という。)に提供した場合、登録に多大な時間と労力を要し、入力誤りが多く発生する可能性がある。

システム運用開始後は、保守管理として課税台帳に記載された登記情報を基に林地台 帳情報の更新を行うこととなる。所有者の氏名・住所の情報を含む課税台帳に記載され た登記情報を紙でやり取りする場合も、作業に多大な時間と労力を要する。

受託事業者が林地台帳管理システムの構築及び運用開始後の保守管理を行うに当たり、 台帳情報を登録・更新するために、久留米市が個人情報を提供するにつきオンライン結 合等によることは、公益上の必要性がある。

また、データ受け渡しの方法については、電子記録媒体にデータを格納し、パスワードの設定を行い、事前に受渡日時を決め、受け渡す際は、相手の氏名や身分を確認し、受領書に署名と押印をしてもらう。

なお、事業者に個人情報を処理させるに当たり、委託契約書の内容に個人情報を取り 扱う上での秘密保持並びに個人情報の複写及び複製の禁止等を明記し、情報を保護する ために必要な措置を行う。

これらの対策を講じることにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考える。

## 3 審議会の判断

林地台帳管理システムの開発を委託する事業者にオンライン結合等により個人情報を 処理させることは、林地台帳管理システムの構築及び運用開始後の保守管理を効率的に 行うために必要であるとする実施機関の説明には理由があると認められる。

また、電子記録媒体にてデータを事業者に渡す際にはパスワード設定を行い、事前に決めた受渡日時において相手の氏名・身分を確認し受領書に署名押印してもらうこととし、委託契約書の内容に個人情報を取り扱う上での秘密保持並びに個人情報の複写及び複製の禁止等を明記するといった適切な措置がなされるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

よって、冒頭のとおり結論付ける。